

第22回やお買い物まつり 感染防止対策支援補助金 要綱

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、八尾商業まつり開催実行委員会（八尾商工会議所）では「第22回やお買い物まつり」参加店舗を対象に、感染防止対策に要した費用の一部を補助します。

※各種補助金とも1事業所につき1度の申請となります。

※複数店舗で「やお買い物まつり」に参加している事業所は申請店舗をとりまとめて1事業所として申請してください。

※申請書類は返却できませんのでご注意ください。

※申請内容を問い合わせる場合がありますので、お手元に申請書のコピーをお持ち下さい。

2. 補助対象者

補助金の対象者は以下の条件を全て満たすこと。

- ① 第22回やお買い物まつり参加店舗であること。
- ② 八尾市内に商業店舗を有しており、今後も事業を継続する見込みがあること。
- ③ 八尾市内において、一般消費者に対して商品・サービスを販売・提供する法人及び個人事業主であること。
- ④ 大阪府感染防止宣言ステッカーに登録していること。

3. 補助額・補助率

コロナ禍においても、安心できる環境の中で消費者が買い物や飲食ができるよう、感染防止対策に要した費用を補助する。

[対象経費] 2020年4月1日～11月30日までに要した感染防止対策費用

[補助額] 上限30,000円/店舗（2店舗以上の場合は上限60,000円）

[補助率] 実際に支出した経費の2/3（八尾市外本社の場合は補助率1/2）

[対象経費（詳細）]

- | | | | | |
|---------|--------|-------|---------|-------|
| ①消毒費用 | ②マスク費用 | ③清掃費用 | ④飛沫対策費用 | ⑤換気費用 |
| ⑥衛生管理費用 | ⑦PR費用 | | | |

① 消毒費用

消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費

② マスク費用

マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

③ 清掃費用

清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入費

④ 飛沫対策費用

アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費

⑤ 換気費用

換気設備（換気扇、空気清浄機、換気機能付きエアコン等）の購入費

⑥ 衛生管理費用

ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、非接触型体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレーの購入費

⑦ PR費用

感染防止の注意喚起に関連したポスター・チラシの外注・印刷費

上記①から⑦に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。
また、上記①から⑦に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 1) 感染防止対策に合致しないもの
- 2) 必要な経理書類を用意できないもの
- 3) 自社内部の取引によるもの
- 4) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 5) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 6) 保証金、敷金、仲介手数料 等不動産の賃貸に際し必要となる経費
- 7) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 8) 名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入など、感染防止対策目的であることが明確でないものは補助対象外。）
- 9) 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 10) 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
- 11) 不動産の購入・取得費、修理費、車検費用
- 12) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 13) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 14) 公租公課（消費税・地方消費税など）
- 15) 各種保証・保険料
- 16) 借入金などの支払利息および遅延損害金
- 17) 免許・特許等の取得・登録費
- 18) 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- 19) 商品券・金券等の購入、仮想通貨・クーポンでの支払い、自社振出・他社振出に関わらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 20) 役員報酬、直接人件費
- 21) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 22) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 23) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4. 留意事項

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (ア) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等）をいう。）の代表者 または 使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、法人 もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

5. 申請期間

2021年1月6日(水)から2021年2月19日(金)まで（当日消印有効）

6. 申請方法

本補助金の申請にあたっては、申請書に申請内容を記載の上、必要書類を添えて、以下の申請先に送付してください。（レターパック等の追跡機能のある郵送等）

※申請書は八尾商工会議所ホームページからもダウンロードできます。

[申請先] 〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6（八尾商工会議所内）

やお買い物まつり補助金事務局 宛て TEL：072-922-1183

[八尾商工会議所ホームページ]

URL：<https://www.yaocci.or.jp/info-all/info/kaimono-hojyo.html>

7. 申請に必要な書類（書類については返却しませんので、必ず写しを提出して下さい。）

- ①補助金申請書兼請求書【様式1】の原本（全補助金共通）
 - ②誓約書・同意書【様式2】の原本（全補助金共通）
 - ③事業所の代表者または店舗代表者の本人確認書類（パスポート・運転免許証・健康保険証等）の写し
 - ④振込先確認書類（通帳の見開き1・2ページ等）の写し
 - ⑤大阪府感染防止宣言ステッカーの写し
 - ⑥事業所の所在地が確認できる書類（下記のいずれか1つ）
 - 令和1年度の所得税・法人税・消費税いずれかの確定申告書（第一表）の写し
 - （確定申告書がない場合）事業所の所在地が確認できる他の書類の写し例：事業所の所在地が記載された公共料金の納付書（控）の写し
事業所の所在地が記載されたホームページ等の写し
 - ⑦感染防止対策支援補助金経費明細表【様式3】の原本
 - ⑧感染防止対策に要した費用の証明書（領収書等）の写し
（領収書がない場合は請求書・納品書・レシート等の写し）
- ※購入商品名と購入金額、購入日の記載があるものに限る
- ※領収書で購入商品等の記載が明確でない場合は、請求書や納品書等の根拠資料を添付して下さい。
- ※領収書やレシート等で対象経費以外の購入物も混同している場合は、対象経費以外の部分を黒塗り等の措置を施し、対象経費を明確化して下さい。

8. 交付時期

審査が完了次第、2021年3月頃に順次交付

※補助額が確定次第、通知決定書を送付しますので入金確認をお願いします。